

岩手県保健所使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

岩手県保健所使用料等条例の一部を改正する条例

岩手県保健所使用料等条例（昭和23年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p data-bbox="203 485 546 512"><u>岩手県保健所使用料等条例</u></p> <p data-bbox="120 580 1106 707">第1条 <u>地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条の規定により保健所の施設の利用又は保健所において行う業務について手数料、使用料及び治療料を徴収する。</u></p> <p data-bbox="120 775 1077 802">第2条 <u>手数料、使用料及び治療料は、次の範囲内で知事がこれを定める。</u></p> <p data-bbox="152 919 1028 946"><u>（1） 衛生上の試験検査その他の業務で特に費用を要するもの 実費</u></p> <p data-bbox="152 967 1095 1043"><u>（2） エックス線装置その他の試験及び検査に関する施設の利用で特に費用を要するもの 健康保険診療報酬額の8割</u></p> <p data-bbox="152 1064 1095 1141"><u>（3） 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病に対する治療で特に費用を要するもの 健康保険診療報酬額の8割</u></p> <p data-bbox="120 1305 1106 1431">第3条 <u>貧困のため手数料、使用料及び治療料を納付することが困難な者又は特に知事において必要と認めた者に対しては、これを減免することができる。</u></p> <p data-bbox="152 1417 159 1431">。</p> | <p data-bbox="1211 485 1525 512"><u>岩手県保健所手数料条例</u></p> <p data-bbox="1173 533 1375 560"><u>（手数料の徴収）</u></p> <p data-bbox="1128 580 2114 707">第1条 <u>地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条の規定に基づき保健所において行う業務のうち水質検査及び当該水質検査に係る成績書の謄本の交付について、手数料を徴収する。</u></p> <p data-bbox="1173 727 1375 754"><u>（手数料の額）</u></p> <p data-bbox="1128 775 2114 901">第2条 <u>前条の手数料の額は、岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例（昭和44年岩手県条例第19号）別表水質検査の款及び文書手数料の款温泉以外の成績書の項に定める額と同額とする。</u></p> <p data-bbox="1173 1161 1375 1189"><u>（手数料の不還付）</u></p> <p data-bbox="1128 1209 1621 1236">第3条 <u>既納の手数料は、還付しない。</u></p> <p data-bbox="1173 1257 1375 1284"><u>（手数料の免除）</u></p> <p data-bbox="1128 1305 2114 1382">第4条 <u>経済的事情により手数料を納付することが困難な者又は特に知事が必要と認めた者に対しては、これを免除することができる。</u></p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。